

第22章 その他の課題

第1節 新たな課題に関する国際的な動き

I サイバーセキュリティ

1. G7

G7は、金融機関に対するサイバー攻撃の脅威が増し、金融システムの安定にも影響を与えかねないことを踏まえ、米国、英国を共同議長として2015年6月にG7サイバーエキスパートグループを設置した。

エキスパートグループでは、金融セクターにおけるサイバーセキュリティの現状分析や、G7各国間の連携を模索することを目的として活動を行っており、2016年10月、金融機関がサイバーセキュリティ対策を講ずる上で、重要と考えられる「基礎的な要素」を公表。2017年10月には、「基礎的な要素」に示されたプラクティスの適切な実施・評価を行うという点に焦点をあてた「金融セクターのサイバーセキュリティの効果的な評価に関する基礎的要素」を公表。2018年10月には、「脅威ベースのペネトレーションテストに関するG7の基礎的要素」、「金融セクターにおけるサードパーティのサイバーリスクマネジメントに関するG7の基礎的要素」を公表した。また、2019年6月には、サイバー合同演習を実施した。

現在、エキスパートグループでは、他の分野（エネルギー・通信）との協調、セキュリティの脆弱性などについての議論が行われている。

2. G20

ドイツ議長下の2017年3月G20財務大臣・中央銀行総裁会合の共同宣言をうけて、FSBは、サイバーセキュリティ関連の規制・監督上の取組みの公表情報を収集し、ストックテイク報告書としてとりまとめ、2017年10月にG20に提出、公表。

アルゼンチン議長下では、FSBが、当局間の情報共有等を目的に、サイバー用語集をとりまとめ、2018年11月にG20に提出、公表。

日本議長下では、FSBが、金融機関のサイバーインシデントに対するレスポンス及びリカバリーについて、2年間の作業を開始。2019年6月に進捗報告書をG20に提出、公表。

3. IOSCO

各委員会の横断的な検討の結果として、2016年4月に「証券市場におけるサイバーセキュリティ」と題する報告書を公表した。本レポートにおいて、①サイバーセキュリティ及びフィンテックの注視、②情報共有プラットフォームの開発及び保守、③年次円卓会合開催及び④机上訓練の主導をマニフェストとする、組織の設置が提言

された。かかる提言を踏まえ、2017年10月のIOSCO代表理事会において、新たにサイバーリスクに係る検討を行うタスクフォースの設置が決議された。

4. CPMI-IOSCO

2014年、CPMIとIOSCOは、清算機関等の金融市場インフラ（FMI）に対するサイバー強靱性のガイダンスを策定することを主なマニフェストとするサイバーセキュリティに関する作業部会（WGCR）を設置し、2016年6月に「金融市場インフラのためのサイバー攻撃耐性に係るガイダンス（サイバーガイダンス）」を公表した。本ガイダンスは、サイバーリスク以外の他のオペレーショナル・リスク等を含むFMI原則を補完するものとされており、ガバナンス、リスクの特定、サイバー攻撃の防御、対応及び復旧といった主要なリスク管理項目等を示している。現在、WGCRは、本ガイダンスの普及とFMIにおけるサイバーセキュリティ強化に向けたモニタリング等の取組みを行っている。

II 持続可能な開発目標（SDGs）

経済・金融システムの持続可能性を確保するためには、国内外の様々な社会的課題の解決を通じて金融・資本市場がリターンを確保し、企業が中長期的な価値を向上させることが重要である。我が国政府はSDGs推進本部を設置し、官民連携でSDGsを推進してきた。SDGsは、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指すという金融行政の目的にも合致している。

2017年末、金融とSDGsとの関係や、SDGs推進に向けて金融庁が果たすべき役割を検討するため、庁内に部局横断的な「SDGs取組戦略PT」を設置した。2018年初めより、有識者やSDGs/ESGに積極的な取組みを行う事業会社・金融機関等にヒアリングを実施した。SDGsは、本来的には企業・投資家・金融機関といった各経済主体が自主的に取り組むべきものであるが、何らかの要因でそうした動きが妨げられて外部不経済が発生している場合には、経済全体としての最適な均衡の実現に向け、当局として対応を促すことも必要である。金融庁としては、SDGsを推進する上で、中長期的な投融資リターンや企業価値の向上につながる形で実現されるよう各経済主体の自主的な対応を引き出すことを基本的な方向性としている。PTでは、こうした考え方や、金融庁がこれまで取り組んできた施策をSDGsという新たな視点から整理し、政府のSDGs推進本部幹事会や、金融庁がオブザーバーとして参画している環境省ESG金融懇談会、そのフォローアップ会議体であるESG金融ハイレベル・パネルの場で説明・公表し、関係省庁と連携しながら、SDGs推進に向けた議論を深めている。

また、SDGs推進の一環として、TCFDによる提言の普及・浸透に向け、我が国企業の取組みを促しており、2019年2月には、日本取引所グループとの共催によるTCFDシンポジウムを開催した。同年5月には、企業と投資家が一堂に会し、望ましい開示のあり方等について議論する民間主体のTCFDコンソーシアムが発足し、経

済産業省及び環境省と共にサポートしている。

さらに、国内外におけるサステナブル・ファイナンスへの関心の高まりを受け、2019年3月には、チーフ・サステナブル・ファイナンス・オフィサーを任命し、国際会合等の場において、我が国の取組みや意見を積極的に発信している。また、ISO（国際標準化機構）で、サステナブル・ファイナンスに関する国際標準規格の策定に向けた専門委員会（TC322）が設置されたことに伴い、我が国でも、2019年4月に、対応方針を検討するためのTC322国内委員会（事務局：日本規格協会）が設置され、当庁も参画している。その他、2018年以降、引き続き、サステナブル・ファイナンスにかかる金融監督当局や中央銀行間の国際的なネットワークであるSIF（Sustainable Insurance Forum）やNGFS（Network for Greening the Financial System）に参画している。

このほか、海外における取組みや国際的な議論の動向を踏まえながら、気候関連リスクについて、金融監督やモニタリングの枠組みとの関係も含め、どのように取組み、対応していくかを検討していくため、庁内に「サステナブル・ファイナンスに関する金融監督・モニタリング対応検討プロジェクトチーム」を設置し、海外金融機関における先進的な取組み等について実態把握を進めた。

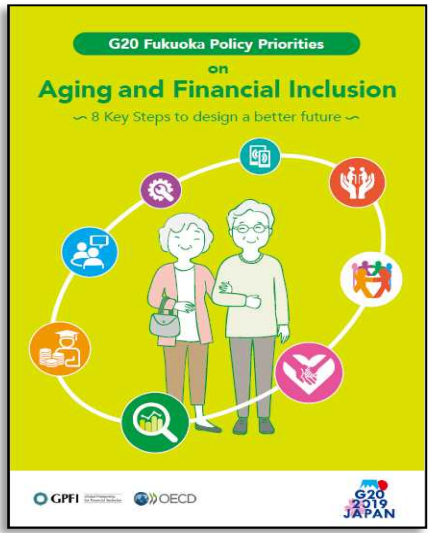
Ⅲ 誰もが金融サービスを当たり前利用できる状況（金融包摂）

2009年のG20ピッツバーグ・サミットにおいて、途上国における金融アクセス支援を目的とした、G20金融包摂専門家グループの創設が決定。貧困層への金融アクセス支援と、中小企業のための官民連携による新たな資金支援スキームの検討を行うことが表明された。その後、G20金融包摂専門家グループの活動を引き継ぐ形で、2010年のソウル・サミットにおいて金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（GPF I：Global Partnership for Financial Inclusion）が発足。2014年には金融包摂のための行動計画（FIAP：Financial Inclusion Action Plan）が策定（以後、3年毎に改訂）され、2017年に改訂された。2018年12月、日本はGPF Iの議長に就任し、高齢化先進国として、「高齢化と金融包摂」をテーマに設定、積極的に議論を主導。同テーマの下、GPF IはOECDと共同で、国際社会が直面する高齢化の課題と対応について、「高齢化と金融包摂のためのG20福岡ポリシー・プライオリティ」を策定した。同報告書は2019年6月に開催されたG20サミットにおいて承認された。また、同月には、同報告書を基に「G20高齢化と金融包摂ハイレベルシンポジウム（GPF Iフォーラム）を東京で主催。国内外の有識者を招き、活発な意見交換を行った。

高齢化と金融包摂のための

G20福岡ポリシー・プライオリティ

（原題：G20 Fukuoka Policy Priorities on Aging and Financial Inclusion）



第2節 米国トランプ政権の金融規制改革

米財務省は、既存の金融規制の検証を指示した大統領令を踏まえ、金融規制の見直しに関する報告書（「経済的な機会を創る金融システム」）を4つ公表（銀行関連、資本市場関連、資産運用・保険関連、ノンバンク金融機関・フィンテック）。2018年7月、同報告書（銀行関連）に基づき、米5当局（米国通貨監督庁（OCC）、連邦準備銀行（FRB）、連邦預金保険公社（FDIC）、米国証券取引委員会（SEC）、商品先物取引委員会（CFTC））が「ボルカールール」の一部を緩和する改正案について意見公募を実施したことを受け、当庁は日本銀行と連名で域外適用の撤廃、更なる規制の緩和・明確化等を要望するレターを同年10月に発出した。

第3節 英国のEU離脱（Brexit）

英国・EU間の離脱交渉は、依然として先行きが不透明な状況が続いている。日本政府は、「英国のEU離脱に関する政府タスクフォース」を開催し、各業界の状況、取組み等を踏まえ、必要な対応の検討を行っている。当庁は、それらの検討も踏まえつつ、日本の金融機関が円滑に対応できるよう、各種会合や面会の機会を捉えて英国・欧州当局に働きかけを行った。